

京都市教育委員会告示第3号

平成19年3月23日京都市教育委員会告示第3号(個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等)の一部を次のように改めます。

平成22年4月1日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立有隣小学校の項の次に次の1項を加える。

元京都市立 植柳小学校	講堂	390	蛍 40w22 個 水銀灯 300w4 個 投光器 500w2 個	蛍 40w24 個	蛍 40w8 個 20w4 個	蛍 40w8 個 20w1 個	卓子 1脚 いす 1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
----------------	----	-----	---	-----------	--------------------	--------------------	----------------------------------	-----------------------------	--------------

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立安寧小学校の項の次に次の1項を加える。

元京都市立 崇仁小学校	体育館	704	蛍 40w28 個 マルチライト灯 300w24 個 投光器 500w2 個	蛍 40w2 個 20w1 個		蛍 40w4 個 20w2 個	卓子 1脚 いす 1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 120人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
----------------	-----	-----	--	--------------------	--	--------------------	----------------------------------	-----------------------------	--------------

「2 納付すべき費用額」の表を次のように改める。

2 納付すべき費用額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	6,866円
平日の夜間	25,666
休日	27,163

備考1 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として357円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として525円を加算する。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)